

鴨池ニュータウン第2駐車場管理規約

- 駐車場の名称 鴨池ニュータウン第2駐車場
- 所在地 鹿児島市鴨池新町24番地
- 駐車場管理者 鹿児島市新屋敷町16番205号
鹿児島県住宅供給公社理事長

(趣旨)

第1条 鹿児島県住宅供給公社（以下「公社」という。）が管理する鴨池ニュータウン第2駐車場（以下「駐車場」という。）の管理については、法令、定款及び業務方法書によるもののほか、この規約に定めるところによる。

(供用時間等)

第2条 駐車場の供用時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、公社は、駐車場の維持補修その他管理上の理由により必要があると認めるときは、駐車場の供用時間を変更することができる。

(供用の休止等)

第3条 公社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の全部又は一部について供用の休止、車路の通行止、駐車した車両の退避等を行うことがある。

- (1) 災害、施設の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められるとき
- (2) 工事、清掃、消毒等を行う必要があると認められるとき
- (3) その他駐車場の管理上緊急の措置をとる必要があると認められるとき

(利用料金)

第4条 駐車場の利用料金（以下「料金」という。）は、別表のとおりとし、既に納付した料金については、返還しない。ただし、特別の事由があると公社が認めたときは、この限りでない。

2 公社は、料金並びに駐車場の施設及び設備に係る公租公課、損害保険料、駐車場の管理運営費その他経済事情に変更が生じたときは、料金を変更することができる。

(割増金)

第5条 不正の行為によって料金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた料金のほか、その額の2倍に相当する額の割増金を徴収する。

(利用の手続)

第6条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、車両を入場させる際、駐車券（別記第1号様式）の交付を受けなければならない。

2 利用者は、駐車券を紛失したときは、出場時にその旨をオートフォンで連絡し、指示を受けなければならない。

(料金の納付)

第7条 利用者は、車両を出場させる際、別表に定める料金を納入しなければならない。
ただし、月極で駐車場を利用する者にとっては、公社が指定する日までに料金を納入しなければならない。

(料金の免除)

第8条 公社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する車両を駐車させる場合は、料金を免除する。

- (1) 消防自動車及び緊急自動車
- (2) 前号のほか、公社が認める車両

(駐車の拒否)

第9条 公社は、利用者が次の各号の一に該当する車両を駐車させようとする場合は、駐車を拒否できる。

- (1) 駐車場の構造上、駐車させることが不相当と認められる車両
- (2) 発火性、引火性等の危険物を積載している車両
- (3) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又はき損する恐れのある車両
- (4) その他駐車場の管理に支障を及ぼす恐れがあると認められる車両

(禁止行為)

第10条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設及び設備並びに他の車両を汚損し、又はき損すること
- (2) 駐車場で、他の車両の駐車を妨げること
- (3) 駐車場で、他の利用者に対し、寄付を求め、又は物品を販売し、若しくは配布すること
- (4) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること

2 公社は、利用者が前項に規定する行為を行った場合には、駐車を拒否することができる。

(駐車場内の通行)

第11条 利用者は、駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令に定める例によるほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 速度は毎時8キロメートルを超えないこと
- (2) 追越しをしないこと
- (3) 駐車場を離れる車両の通行を優先すること
- (4) 標識、信号機の表示に従うこと

(損害賠償)

第12条 公社は、供用期間中において、その責めに帰すべき明らかな事由により車両を滅失し、き損し、又は汚損したときは、当該車両の時価、損害の程度又はその他の事情を考慮してその損害を賠償する。

2 利用者が故意又は過失により駐車場の施設等を損壊し、又は滅失したときは、当該利用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第13条 公社は、次に掲げる事故又は公社の責めに帰することのできない事由によって生じた利用者の損害については、その損害賠償の責めを負わない。

- (1) 天災地変その他不可抗力による事故
- (2) 衝突、接触又は盗難その他駐車場内における事故

(管理の委託)

第14条 公社は、駐車場の管理及び運営の効率化を図る必要があるときは、駐車場の全部又は一部の管理を委託して行うことがある。

(施行の細則)

第15条 この規約に定めるもののほか、駐車場の管理及び運営に関する事項についての細則は、別に定める。

附 則

この規約は、平成16年9月1日から施行する。ただし、第7条に定める月極で駐車場を利用する者については、平成16年9月分の月極利用の料金から適用する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条に定める月極で駐車場を利用する者については、第4条に定める月極利用の料金は、平成26年4月分から適用し、平成26年3月分までは従前のおりとする。

別表（第4条関係）

利用料金

車 種	当日利用 午前7時～ 午後10時	深夜利用 午後10時～ 翌朝午前7時	月極利用
普通自動車 (軽を含む。)	30分ごとにつき 100円	60分ごとにつき 100円	1月につき 6,680円

注1 当日利用及び深夜利用の場合は、入場から出場までの時間が10時間以内のときは600円を上限とする。

2 月極利用の場合は、月途中の申込み又は解約も1か月分の利用料金とする。

別記第1号様式（第6条関係）

（表面）

入場番号	入場日時
駐 車 券	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ol style="list-style-type: none">1 この券は出場の際、必要ですから、紛失したり、折り曲げたり、破損したりしないように注意してください。2 車内には危険物、貴重品等は、残さないようにして、必ず施錠してください。3 車両の出し入れは、24時間できます。4 駐車中の事故・災害・盗難等については、責任は負いません。</div>	
鴨池ニュータウン第2駐車場	

（裏面）

利用料金		
車 種	当日利用 午前7時～ 午後10時	深夜利用 午後10時～ 翌朝午前7時
普通自動車 (軽を含む。)	30分ごとにつき 100円	60分ごとにつき 100円

鴨池ニュータウン第2駐車場の定期駐車に関する取扱要領

この要領は、鴨池ニュータウン第2駐車場管理規約第7条に基づき、月極で駐車場を利用（以下「定期駐車」という。）する場合において、その管理に関する取扱を定めたものである。

（定期駐車できる自動車）

第1条 定期駐車できる自動車は、道路車両運送法施行規則第2条別表第1に定める自動車とする。

（定期駐車券）

第2条 定期駐車券（別記第1号様式）（以下「パスカード」という。）の有効期間は、原則として1年を限度とする。

2 パスカードの交付を受けようとする利用者は、定期駐車契約申込書（別記第2号様式）と鹿児島県が発行する納税証明書（県税未納なし証明）を添付し、公社に申し込まなければならない。なお、契約期間中に記載事項等に変更が生じた場合は遅滞なく定期駐車券契約変更申込書（別記第3号様式）を提出するものとする。

3 パスカードの料金の支払は、前月払い（月末まで）とする。

4 月途中でのパスカードの交付を受けようとする場合は、当月分と翌月分の2ヶ月分を支払うものとする。

（契約更新）

第3条 定期駐車券契約は、次の各号のいずれにも該当する場合は、原則として1年更新とするものとする。

（1）パスカードの有効期限までに第4条第2項に規定する解約届の提出がない。

（2）パスカードの有効期限までの利用料金を滞納していない。

（契約の解除）

第4条 公社は、パスカードの利用者が定期駐車券契約申込書への虚偽事項の記載その他不正な手続により駐車場を利用したとき及び利用料金を1ヶ月滞納したときは、催告によらず直ちに契約の解除又は更新を拒絶することができるものとする。

2 パスカードの利用者が契約期間中に解約するときは、解約しようとする月の前月末までに解約届（別記第4号様式）を提出しなければならない。

3 公社は、第1項の場合のほか、駐車場の管理が困難となったときは、パスカードの有効期間にかかわらず本契約を解除できるものとする。ただし、公社は、契約を解除しようとする日の1か月前までに、パスカード利用者に対して文書で通知しなければならない。

（契約番号の自己管理）

第5条 パスカードの利用者は、使用するパスカードに記載されている契約番号については、自己責任において善良な管理をしなければならない。

(入出場)

第6条 パスカードの利用者は、パスカードで入場し、駐車場から自動車を出場させようとするときは料金徴収所の係員にパスカードを提示し、係員が出場処理した後、出場しなければならない。

(再発行)

第7条 パスカードの再発行はしない。ただし、パスカードを紛失、破損等した場合にあつては、この限りではない。

2 パスカードの利用者は、パスカードを紛失、破損等した場合は、速やかに会社に連絡の上、定期駐車券紛失届書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

3 パスカードの利用者は、定期駐車券再発行願書（別記第6号様式）により、有償にてパスカードの再発行を請求することができる。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

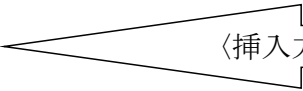
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

表

 〈挿入方向〉 パスカード （定期券）			
契約No.	車両No.	契約者名	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
有効期限	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	<input type="text"/> 日まで
鴨池ニュータウン第2駐車場			

裏

注 意 事 項
1. 本券は指定車以外利用できません。
2. 本券の有効期間が終了したら返却してください。
3. 本券は磁気使用のため、磁石のそばに置かないでください。
4. 本券は直射日光が当たるような場所への放置は避けてください。

定期駐車券契約申込書

平成 年 月 日

鹿児島県住宅供給公社理事長 様

住 所

氏 名 印

電 話
(昼間の連絡先)

鴨池ニュータウン第2駐車場管理規約及び鴨池ニュータウン第2駐車場の定期駐車場の管理に関する取扱要領を承諾の上、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 定期駐車券の種類
鴨池ニュータウン第2駐車場定期駐車券
- 2 料金
円／1ヶ月（6,680円 [消費税込] × 枚)
- 3 契約期間
平成 年 月から平成 年 月（定期駐車券の有効期限）まで
- 4 車両番号

※契約申込時に、鹿児島県が発行する納税証明書（県税未納なし証明）を添付すること。

定期駐車券契約変更申込書

平成 年 月 日

鹿児島県住宅供給公社理事長 様

住 所

氏 名 印

電 話
(昼間の連絡先)

定期駐車券契約申込書に記載した内容に変更が生じたので、鴨池ニュータウン第2駐車場の定期駐車管理に関する取扱要領第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり契約変更内容を記載の上、提出します。

記

- 1 定期駐車券の種類
鴨池ニュータウン第2駐車場定期駐車券
- 2 料金
円／1ヶ月（6,680円 [消費税込] × 枚）
- 3 契約期間
平成 年 月から平成 年 月（定期駐車券の有効期限）まで
- 4 契約変更内容（注意：該当するものに○を付け、必要事項を記入してください。）
 - （ ） 駐車する自動車の変更
車両番号 変更前（ ） → 変更後（ ）
 - （ ） 住所の変更
変更前（ ）
変更後（ ）
 - （ ） 連絡用の電話番号の変更
変更前（ ）
変更後（ ）
 - （ ） その他（内容： ）
変更前（ ）
変更後（ ）

別記第4号様式（第4条関係）

解 約 届

平成 年 月 日

鹿児島県住宅供給公社理事長 様

住所
電話
氏名

印

下記のとおり解約届を提出します。

記

1 定期駐車券の種類

鴨池ニュータウン第2駐車場定期駐車券 枚

2 定期駐車券の契約番号

3 車両番号

4 解約日

平成 年 月 日をもって解約します。

定期駐車券紛失届出書

平成 年 月 日

鹿児島県住宅供給公社理事長 様

届出人

住 所

氏 名

印

下記のとおり定期駐車券を紛失しましたので届け出ます。

記

1 定期駐車券紛失の状況

（ 紛 失 ） （ 破 損 ） （ その他 ）

2 紛失の時間

平成 年 月 日 時 分から平成 年 月 日 時 分までの間

3 紛失の場所

4 パスカードの契約番号

取扱者氏名

印

定期駐車券再発行願書

平成 年 月 日

鹿児島県住宅供給公社理事長 様

住 所

氏 名 印

電 話

鴨池ニュータウン第2駐車場管理規約及び鴨池ニュータウン第2駐車場の定期駐車券の管理に関する取扱要領を承諾の上、下記のとおり再発行をお願いします。

記

- 1 定期券の種類 鴨池ニュータウン第2駐車場定期駐車券 枚
- 2 料 金 円
- 3 有効期限 平成 年 月 日まで
- 4 車 両 番 号
- 5 再発行まで使用していたパスカードの契約番号
- 6 定期駐車券紛失届の有無
(有) 平成 年 月 日届出
(無)